

仕様書

1 趣旨

本仕様書は、横浜市立大学福浦キャンパス（以下、「福浦C」という。）がその事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集運搬および処分を、受託者に委託するにあたり、業務を適正に遂行することを目的として、必要事項を定めるものとする。

2 件名

横浜市立大学福浦キャンパス産業廃棄物処理委託業務

3 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目9番地
公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス

4 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5 廃棄物の種類と数量等

排出する産業廃棄物の種類、性状及び荷姿、保管状況の下での性状の変化に関する事項は次のとおりとする。

廃棄物の種類	対象とする廃棄物	特別管理 廃棄物	概算数量	性状・荷姿	性状の 変化
産業廃棄物 (飲料用空き 容器を含む)	廃プラスチック類	非該当	(36,000)kg/3年	袋詰め	なし
	ガラス類	非該当	(4,500)kg/3年	袋詰め・バラ	なし
	金属類	非該当	(7,800)kg/3年	袋詰め	なし
	粗大ごみ	非該当	(96)台/3年	バラ	なし
蛍光灯	蛍光灯	非該当	(1,200)kg/3年	ビニール袋 ダンボール バラ	なし
	UVランプ(殺菌灯)	非該当			なし
	白熱球、ハロゲンランプ	非該当			なし
	LEDランプ	非該当			なし
	ナトリウムランプ(HIDランプ)	非該当			なし
	水銀灯	非該当			なし
	グローランプ	非該当			なし
電池	一次電池 (アルカリ・マンガン)	非該当	(1,200)kg/3年	ビニール袋 バラ	なし
	二次電池 (リチウムイオン・ニカド・ニッケル水素)	非該当	(420)kg/3年		なし
	二次電池(鉛)	該当	(30)kg/3年		なし

6 処分の方法

(1) 産業廃棄物

中間処理：破砕、圧縮、熔融

最終処分：焼却、埋立、資源化（可能な限り資源化）

(2) 蛍光灯

中間処理：破砕、圧縮、焼却もしくは熔融

最終処分：資源化、埋立（可能な限り資源化）

(3) 電池

中間処理：破砕、圧縮、焼却もしくは熔融

最終処分：資源化、埋立（可能な限り資源化）

7 業務内容

福浦Cから排出される産業廃棄物を収集運搬及び処分する。業務の遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

(1) プラスチック類、ガラス類、金属類

ア 回収日

火曜日、金曜日の週2回とする。

イ 収集方法

(7) 廃棄物集積所に保管している産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

(4) 福浦Cで使用している廃棄物収集用コンテナは、富士重工業製 CRC-7 型と同等品であり、収集にあたってはこれに適した傾斜装置を装備した収集車を使用すること。または手積みでの収集となる。

(2) 粗大ごみ

ア 回収日

福浦Cが依頼する都度

イ 収集頻度

年3回程度

イ 収集方法

(7) 回収日程については都度調整とする。

(4) 回収当日に福浦Cは敷地内で廃棄場所を確保し、その廃棄場所に粗大ごみをまとめる。

(6) 回収時コンテナへの積込みは受託者が行う。

(5) 事前に台数を指定して依頼するが、予定よりも多く排出があった場合に、急遽台数追加を依頼することがある。

(3) 蛍光灯

ア 回収日

年2回（8月、2月）

回収日については、委託者と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

委託者等と協議の上決定する。

ウ 作業場所

委託者と協議の上決定する。

(4) 乾電池

ア 回収日

年 2 回（8 月、2 月）

回収日については、委託者と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

委託者等と協議の上決定する。

ウ 作業場所

委託者と協議の上決定する。

(5) 共通事項

ア 年末年始等の業務については福浦 C と協議の上決定する。

イ 収集時間については福浦 C と調整をする。

8 排出量、処分先等の確認

- (1) 廃棄物の処分（日付・量・処分先等）の確認を行うため、福浦 C と受託者の間で産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）を用いる。
- (2) 廃棄物回収時に、回収日、回収品目、回収量および回収作業員名を記載した紙の帳票を福浦 C に渡すこととする。

9 費用負担

- (1) 委託料には収集運搬及び処分に要する費用を含む。
- (2) 業務を遂行するために要する車両・機械・消耗品については全て受託者の負担とする。

10 廃棄物処理に関する委託契約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第六条の二の第四項により、委託契約締結後速やかに廃棄物処理に関する契約を締結する。契約時に受託者は甲に当該廃棄物の収集運搬及び処分についての許可書の写しを提出する。契約書には次の項目についての条項が記載されていることとする。

- (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 運搬の最終目的地の所在地
- (3) 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び係わる施設の処理能力
- (4) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係わる施設の処理能力
- (5) その他環境省令で定める事項

11 作業員

- (1) 作業員が作業に従事するときは一定の服装とし、本業務の作業員であることを明確にすること。
- (2) 常に清潔な服装であること。
- (3) 福浦 C は作業員の勤務態度・勤務状況等について不的確と判断した場合に作業員の変更を求めることができる。

12 禁止行為

- (1) 作業中必要のない場所には立ち入らないこと。
- (2) 作業に関係のない機器等には触れないこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。

13 損害

- (1) 廃棄物処理について、故意又は過失により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」関係法令違反をした場合、受託者が一切の責任を負うものとし、それに起因する損害賠償の責を負うこととする。
- (2) 作業員がその作業中に起こした福浦Cに対する財産上、人身上の損害事故についてはただちに福浦Cに報告をしなければならない。

14 その他

- (1) 廃棄物収集場所及び収集経路について清潔に保つこと。
- (2) 業務の内容その他について疑義が生じた場合には福浦Cと十分に協議し円満に解決すること。
- (3) 受託者はその業務上知り得た情報その他について守秘義務を負う。別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。業務を開始するまでに研修を行った上で必要書類を提出する。